

理 由 書

本市では、新総合計画における「環境を守り自然と調和したまちづくり」の中で、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成20年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの手法を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。また、「緑の基本計画」に示された「緑の確保目標」を達成するため、これまでの緑地保全施策の手法と実績を基本とし、依然として減少・小規模化を続ける樹林地の現状及び地球温暖化対策や生物多様性保全の趣旨を踏まえ、つながりのある緑のネットワークを維持するため、「保全配慮地区における緑地保全制度の運用指針」（案）を策定し、緑地保全制度の取組み基準の強化を図っています。

本案のうち、「黒川海道特別緑地保全地区」及び「黒川腰巻特別緑地保全地区」は、麻生区黒川の市街化調整区域内に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は、「緑と農の3大拠点」に位置づけられており、周辺の里地景観を構成する要素の一つとして、優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号ロに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画変更をしようとするものです。

本案のうち、「栗木山王山特別緑地保全地区」は、麻生区栗木と東京都町田市との市境の市街化調整区域内に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は、農地と周辺の樹林地が一体となった田園景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、

かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画変更をしようとするものです。

本案のうち、「久末イノ木特別緑地保全地区」は、高津区久末の市街化区域内に位置し、宅地化が進行する当地区において、近接する「久末東特別緑地保全地区」、「久末城法谷緑の保全地域」の緑と連担し合い、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当該地は、農地と周辺の樹林地が一体となった田園景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画変更をしようとするものです。